ハ　次のいずれかに該当する事業主

(1)　中小規模事業主（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）附則第二条の規定の対象となる事業主（以下この号において「改正法適用猶予事業主」という。）に限る。）であつて、その雇用する三歳に達するまでの子を養育する被保険者、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者又は小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者について、労働協約又は就業規則により、短時間勤務の制度を設け、当該制度を六箇月以上利用した被保険者（小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者に限る。）がいるものであること。

(2)　中小規模事業主（改正法適用猶予事業主を除く。）であつて、その雇用する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者又は小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者について、労働協約又は就業規則により、短時間勤務の制度を設け、当該制度を六箇月以上利用した被保険者（小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者に限る。）がいるものであること。

(3)　中小規模事業主以外の事業主であつて、その雇用する小学校就学の始期に達するまでの子を養育する被保険者又は小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者について、労働協約又は就業規則により、短時間勤務の制度を設け、当該制度を六箇月以上利用した被保険者（小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者に限る。）がいるものであること。

ニ　平成二十二年三月三十一日以前にその雇用する被保険者（小学校第三学年修了までの子を養育する被保険者に限る。）に対し、ハに掲げるいずれかの短時間勤務制度を六箇月以上利用させたことのない事業主

第百十七条第三項第一号中「託児施設（」を「保育施設（」に、「対象託児施設」を「対象保育施設」に改め、同項第二号イ中「対象託児施設」を「対象保育施設」に改め、「二分の一」の下に「（中小企業事業主にあつては、三分の二）」を加え、同号ハ中「対象託児施設」を「対象保育施設」に改める。

第百十八条第一項中「、中小企業人材能力発揮奨励金」を削り、同条第二項を削り、同条第三項第一号イ(1)中「認定計画であつて、」を「中小企業労働力確保法第五条第二項に規定する認定計画（以下この号及び第百二十五条第五項において「認定計画」という。）であつて、」に、「改善事業」を「改善事業（中小企業労働力確保法第四条第一項に規定する改善事業をいう。以下この条及び第百二十五条第五項において同じ。）」に、「機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構（以下この項及び第九項において「機構」という。）」に改め、「又は当該新分野進出特定労働者の雇入れに伴い新たに労働者（新分野進出特定労働者以外のものに限る。以下この項において「新分野進出一般労働者」という。）を継続して雇用する労働者として雇い入れる認定中小企業者」を削り、同項第一号ロ(1)中「生産性向上計画に定められた」を「認定計画であつて、生産性の向上に係る事業を実施することにより雇用管理の改善に資するもの（以下この項において「生産性向上計画」という。）に定められた」に改め、「又は当該生産性向上特定労働者の受入れに伴い新たに労働者（生産性の向上に係る業務に就く者であつて、生産性向上特定労働者以外のものに限る。以下この項において「生産性向上一般労働者」という。）を継続して雇用する労働者として雇い入れる認定中小企業者」を削り、同号ロ(6)中「認定計画に係る生産性の向上の事業に要する費用」を「(6)の費用」に改め、同(6)を同(7)とし、同(5)の次に次のように加える。

(6)　認定計画に係る生産性の向上の事業に要する費用が、三百万円以上である認定中小企業者であること。

第百十八条第三項第二号を次のように改める。

二　次のイ及びロに掲げる雇入れ又は受入れの区分に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　新分野進出特定労働者の雇入れ　当該新分野進出特定労働者五人までについて、一人につき百四十万円

ロ　生産性向上特定労働者の受入れ　当該生産性向上特定労働者五人までについて、一人につき百七十万円

第百十八条第三項第三号及び第四号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項第一号イを次のように改める。

イ　期間の定めのある労働契約を締結する労働者（以下この項において「有期契約労働者」という。）の雇用管理の改善を図るため、労働協約又は就業規則により、新たに転換制度（有期契約労働者を同一の事業主に雇用される期間の定めのない労働契約を締結する通常の労働者として雇い入れる制度をいう。以下この項において同じ。）を導入し、かつ、当該転換制度を適用して有期契約労働者を一人以上期間の定めのない労働契約を締結する通常の労働者として雇い入れた（当該雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間において、雇用する労働者を解雇した場合（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した場合を除く。）を除く。以下この項において同じ。）中小企業事業主であること。

第百十八条第十一項第一号ロ(1)中「短時間労働者」の下に「（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号イ中「三十五万円」を「四十万円」に改め、同号ロ中「三人」を「二人」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同号ハ中「五十万円」を「六十万円」に改め、同号ニ中「三十五万円」を「四十万円」に改め、同項第三号中「、「三人以上」とあるのは「二人以上」と」を削り、「十万円」を「二十万円」に、「十五万円」を「三十万円」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とする。

第百十八条の二第一号中「（平成五年法律第七十六号）」を削る。

第百十八条の三第一項中「及び事業協同組合等雇用促進事業助成金」を「、事業協同組合等雇用促進事業助成金及び精神障害者雇用安定奨励金」に改め、同条に次の一項を加える。

7　精神障害者雇用安定奨励金は、第一号から第七号までのいずれかに該当する事業主に対して、第八号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　精神障害者である六十五歳未満の求職者（職場適応訓練受講求職者を除く。以下この項において同じ。）を、公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ　精神障害者の支援に係る三年以上の実務経験を有する精神保健福祉士その他の精神障害者の支援に関する専門的知識及び技術を有する者（職場適応訓練受講求職者を除く。以下「精神障害者支援専門家」という。）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、イの雇入れに係る者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主であること。

ハ　イの雇入れの日より前にロの雇入れの日がある場合にあつてはロの雇入れの日から起算して六箇月を経過した日までの間にイの雇入れを行い、ロの雇入れの日より前にイの雇入れの日がある場合にあつてはイの雇入れの日から起算して六箇月を経過した日までの間にロの雇入れを行う事業主であること。

ニ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてイ又はロの雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ホ　基準期間（イの雇入れの日より前にロの雇入れの日がある場合にあつてはロの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日からイの雇入れの日から起算して六箇月を経過した日までの間を、ロの雇入れの日より前にイの雇入れの日がある場合にあつてはイの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日からロの雇入れの日から起算して六箇月を経過した日までの間をいう。へにおいて同じ。）において、イ又はロの雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。